

# 取引先から消費税引き上げ分を押し付けられて お困りの方

内閣府沖縄総合事務局経済産業部消費税転嫁対策室では、**転嫁対策の専門職員(転嫁Gメン)**を配置し、**お電話**と**直接お会いして**のご相談をお受けしております。  
ご遠慮なくご相談ください



**内閣府沖縄総合事務局経済産業部消費税転嫁対策室**

**所在地：那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号館9階**

**TEL:098-866-0035(平日9時~17時)**

**FAX:098-860-3710**

## その他のご相談方法

### 1. 消費税価格転嫁等総合相談センター (<https://www.tenkasoudan.go.jp/>)

政府共通の相談窓口として、内閣府においては「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置し、事業者・消費者の方々からのご相談に対応しています。

お電話：0570-200-123 (平日9時~17時)

メール：Webフォームからの受付になります。<https://www.tenkasoudan.go.jp/>から、お申し込みください。

### 2. 中小企業庁「申告情報受付窓口」 (<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>)

中小企業庁では、消費税の転嫁拒否等及び下請代金支払遅延等防止法の対象となる違反事実の関する情報提供・申告を受け付けています。消費税転嫁又は下請取引にお困りの方は、「申告情報受付システム」からご相談ください。

お電話：03-3501-7061 (平日9時30分~17時)

メール：申告情報受付システムからの受付になります。<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>から、お申し込みください。

**消費税の転嫁拒否等に関する  
調査を行っています。**

消費税率引き上げに伴う、  
取引先いじめは許しません。

公正取引委員会 中小企業庁

**相談者の秘密は遵守します。**

調査へのご協力、相談いただいた内容について、取引先事業者など他の事業者には知られることは一切ありません。

こんなことがあったら

**消費税の転嫁拒否**にあっているかもしれません。

減額  
買ったとき

取引先から消費税分を支払ってもらえない。

支払いの際に、消費税分を差し引かれて支払われた。

以前と同様の取引にも関わらず、消費税率上げを理由に、**税込み価格を下げられた**。あるいは、**据え置かれた**。

商品購入  
役務利用  
又は  
利益提供  
の要請

取引先から、**指定された商品を購入しなければ、消費税を上乗せしないと**言われた。

消費税率上げの際に、**取引先の店舗の値札貼り替えを要請された**。

本体価格  
(税抜価格)  
での  
交渉の拒否

取引先が指定する見積書等の様式が**税込価格しか記載できない**ようになっている。

税抜価格と消費税額を分けて記載した見積書等を提出したところ、**取引先から拒否された**。

**「消費税転嫁対策特別措置法」は、  
事業者の皆さんの大切な利益をしっかりと守ります！**



内閣府沖縄総合事務局経済産業部消費税転嫁対策室

所在地：那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号館9階

TEL：098-866-0035(平日9時～17時)

FAX：098-860-3710